

平成24年

# 佐賀県西部広域環境組合議会定例会会議録

第2回 開 会 : 平成24年10月29日  
閉 会 : 平成24年10月29日

佐賀県西部広域環境組合議会



平成24年 佐賀県西部広域環境組合議会 第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年10月29日					
招 集 場 所	武雄市議会 本会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成24年10月29日 午前10時00分			議 長 黒 岩 幸 生	
	閉会	平成24年10月29日 午前11時03分			議 長 黒 岩 幸 生	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	江 頭 興 宣	出	12番	辻 浩 一	欠
	2番	前 田 久 年	出	13番	田 代 正 昭	出
	3番	樋 渡 雅 純	出	14番	松 尾 文 則	出
	4番	前 田 敏 美	出	15番	武 村 弘 正	出
	5番	黒 岩 幸 生	出	16番	山 下 時 三	出
	6番	松 尾 初 秋	出	17番	田 中 源 一	欠
	7番	樋 口 久 俊	出	18番	武 富 久	出
	8番	中 西 裕 司	欠	19番	片 渕 弘 晃	欠
	9番	光 武 学	出	20番	西 山 正 吉	出
	10番	谷 口 太 一 郎	出	21番	岩 島 正 昭	出
	11番	田 口 好 秋	出	22番	末 次 利 男	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職指名	管 理 者	塚 部 芳 和		
	副 管 理 者	樋 渡 啓 祐		
	事 務 局 長	前 田 稔		
	事 務 局 次 長	岩 瀬 清		
	事 務 局 参 事	野 口 利 徳		
	事 務 局 参 事	奥 野 常 茂		
	総 務 係 長	村 田 秀 哲		
	事 業 1 係 長	坂 井 武 司		
	事 業 2 係 長	志 田 泰 崇		
	事 業 係 主 査	池 田 直 道		
	事 業 係 副 主 査	筒 井 幸 徳		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 会 書 記	宮 崎 貴 浩		

## 平成24年 佐賀県西部広域環境組合議会 第2回定例会

平成24年10月29日(月)

午前10時00分 開会

### 1 議員着席

### 2 開会・開議宣言

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第 2 |        | 会期の決定  |
| 日程第 3 |        | 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明)                      |
| 日程第 4 | 報告第1号  | 平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について          |
| 日程第 5 | 報告第2号  | 平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費精算報告書について            |
| 日程第 6 | 議案第6号  | 専決処分事項の承認について                                |
| 日程第 7 | 議案第7号  | 平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について                |
| 日程第 8 | 議案第8号  | 平成24年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算(第2号)について           |
| 日程第 9 | 議案第9号  | 財産の取得について                                    |
| 日程第10 | 議案第10号 | 一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成(1工区)工事請負契約の締結について          |
| 日程第11 | 議案第11号 | 一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成(2工区)工事請負契約の締結について          |
| 日程第12 | 議案第12号 | 一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成(3工区)工事請負契約の締結について          |
| 日程第13 | 議案第13号 | 佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について             |
| 日程第14 | 議案第14号 | 佐賀県西部広域環境組合広域ごみ処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書の締結について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 佐賀県西部広域環境組合広域ごみ処理施設建設に係る地域振興策協定書の締結について      |

---

午前10時00分 開会

## ○議長（黒岩幸生）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集されました、平成24年佐賀県西部広域環境組合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、開会前に取材の申し出がっておりますので、これをあらかじめ許可しておりますのでご了承くださいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、

議席3番 樋渡 雅純 議員、

議席22番 末次 利男 議員 の兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日10月29日の1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3、議案の一括上程を行います。

本日上程の議案は12件でございます。朗読については省略いたしますのでご了承くださいと思います。

なお、上程されている議案については、一括して提案理由の説明を求めます。管理者。

## ○管理者（塚部芳和）

みなさんおはようございます。

本日、ここに平成24年佐賀県西部広域環境組合議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件につきましてご審議をお願いするにあたり、その提案理由並びに概要をご説明申し上げます。

まず、報告第1号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、平成23年度の予算執行段階で諸般の事情により予算の一部を平成24年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告いたすものであります。

次に、報告第2号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費精算報告書について」は、継続費に係る事業が平成23年度で終了いたしましたので、地方自治法施行令の規定により継続費精算報告書として報告いたすものであります。

次に、議案第6号「専決処分事項の承認について」は、9月14日付けで専決処分いたしました一般会計補正予算（第1号）で、ごみ処理施設整備事業に係る継続費について、3か年から4か年に変更いたしましたものでございます。

次に、議案第7号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について」は、地方自治法の規定により一般会計決算の議会承認をお願いするものであります。

平成23年度一般会計においては、歳入総額が2億896万4,814円、歳出総額が1億6,516万14円で、歳入歳出差引額は4,380万4,800円となっておりますが、2,152万5,000円を繰越明許いたしておりますので、実質的には、2,227万9,800円の黒字決算となっております。

なお、決算の内容につきましては、この後、事務局に補足説明させますが、詳細につきましては、「歳入歳出決算書」、「歳入歳出決算審査意見書」及び「主要な施策の成果に関する説明書」を併せて提出いたしておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、議案第8号「平成24年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出それぞれ2,228万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、31億9,593万9千円とするものであります。

今回の補正は、平成23年度決算に伴い生じた余剰金及び施設整備基金の運用利子をそれぞれの基金に積立てるため積立金を増額するものであります。

次に、議案第9号「財産の取得について」は、一般廃棄物処理施設用地を取得するにあたり、「佐賀県西部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第10号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（1工区）工事請負契約の締結について」、議案第11号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（2工区）工事請負契約の締結について」及び議案第12号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（3工区）工事請負契約の締結について」は、一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成工事の請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する工事請負の価格が、それぞれ1億5千万円以上のものとなりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第13号「佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」は、ごみ処理施設建設工事の請負契約を締結するにあたり、前の3件の議案と同様に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する工事請負の価格が1億5千万円以上のものとなりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、本契約が確定することにより、施設の供用開始の時期が、平成27年10月ということになります。詳細につきましては、このあと本議案の審議の際に事務局より説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

次に、議案第14号「佐賀県西部広域環境組合広域ごみ処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書の締結について」は、一般廃棄物処理施設の建設及び操業するにあたり、環境保全のための必要な措置を講じ、周辺住民の生活環境の保全を図ることを目的とした協定書を松浦町広域ごみ処理施設建設

対策協議会と締結したいため議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第15号「佐賀県西部広域環境組合広域ごみ処理施設建設に係る地域振興策協定書の締結について」は、一般廃棄物処理施設を建設するにあたり、周辺住民の地域振興を図ることを目的とした協定書を松浦町広域ごみ処理施設建設対策協議会と締結したいため議会の議決をお願いするものでございます。

以上、今回提案いたしました議案の提案理由並びに概要をご説明申し上げましたが、何卒よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（黒岩幸生）

それでは、日程第4、報告第1号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」

補足説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（前田稔）

それでは報告第1号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成23年度の一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。

平成23年度の繰越明許費につきましては、2月の定例会におきまして、議決をいただいているところでございます。

今回は、平成23年度の出納閉鎖を終え、繰越額が確定しましたので、繰り越しの金額について議案書の2ページに記載しておりますとおり「総合評価落札方式によるごみ処理施設建設工事発注に係る業務」を平成24年度に繰り越していたものです。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。以上で、報告第1号は終わります。

日程第5、報告第2号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費精算報告書について」補足説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（前田稔）

報告第2号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費精算報告書について」ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成23年度一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成22年度に継続費として議決をいただき、平成23年度までの2か年にわたり実施しました「環境影響評価業務」ほか1事業につきまして事業が完了いたしましたので、法令の規定により、継続費精算報告をいたすものでございます。

4ページの精算報告書をご覧ください。3款1項の「環境影響評価業務」は、全体計画事業費 7, 258万7千円で実績額は、7, 258万6, 500円となっております。

同じく3款1項の「ごみ処理施設整備に係る発注者支援業務」は、全体計画事業費 1, 422万8千円で実績額は、1, 422万7, 500円となっております。以上で報告を終わります。

### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。以上で、報告第2号は終わります。

日程第6、議案第6号「専決処分事項の承認について」を議題といたします。

議案の補足説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長（前田稔）

議案第6号「専決処分事項の承認について」ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

6ページは、専決処分書でございます。

平成24年9月14日付けで一般会計の補正予算を行ったものでございます。

別冊の議案第6号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）の補正予算書1ページをご覧ください。

この補正では、予算の総額に変更はなく、継続費の変更のみを行うものであります。

これは、当初予算におきまして、ごみ処理施設整備事業として平成24年度から平成26年度までの3か年の継続費をお願いいたしておりましたが、去る8月31日に当組合の「ごみ処理施設技術審査委員会」において、ごみ処理施設本体工事のメーカーが決定し、10月1日に仮契約を締結いたしております。

この仮契約の工期につきましては、メーカーからの必要な工期及び当組合の進捗状況や造成工事の工期等を含めまして協議した結果、平成27年度の9月末までの工期が必要となりましたので、仮契約を締結するに当たり、継続費につきましても3か年から4か年に変更する必要がありましたので、専決処分したものでございます。

また、継続費の総額につきまして、1, 571万9千円増額となっておりますが、これは、ごみ処理

施設の建設工事の工期が延びたことにより、この建設工事に係る「設計施工監理業務」の事業費が増額となったものでございます。

以上で報告を終わりますが、この専決処分につきまして承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり承認されました。

日程第7、議案第7号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について」を議題といたします。

議案の補足説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長（前田稔）

議案第7号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について」ご説明申し上げます。

資料は、別冊の「平成23年度 佐賀県西部広域環境組合歳入歳出決算書」をご覧ください。

決算書の1ページをご覧ください。

平成23年度の決算額は、歳入総額2億896万4,814円、歳出総額1億6,516万14円でございます。

歳入歳出差引残額は、4,380万4,800円となりますが、このうち次年度に2,152万5千円を繰り越しておりますので、差し引きの実質収支額は、2,227万9,800円となります。

4ページをご覧ください。歳入の主なものについて、ご説明いたします。

分担金及び負担金は、1億6253万9千円で、各構成市町の負担金につきましては、5ページの備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出の主なものについて、ご説明いたします。

議会費では、旅費として、定例会2回、臨時議会3回、全員協議会1回の費用弁償など、51万3,268円を支出しております。

総務費では、負担金補助及び交付金として、人件費負担金など 3,503万3,551円を支出しております。

10ページをご覧ください。

事業費では、委託料として、環境影響評価準備書及び評価書作成業務委託料外11件及び負担金補助及び交付金として、人件費負担金など1億2,961万3,195円を支出しております。

14ページの実質収支に関する調書のうち、議会費及び総務費から生じた余剰金160万5,465円は、財政調整基金に、事業費から生じた余剰金2,067万4,335円については施設整備基金にそれぞれ積み立てることとしております。

15ページをご覧ください。財産でございます。

平成23年度における公有財産、物品、債権については表記載のとおり増減はございません。また、財政調整基金及び施設整備基金の年度末現在高は、財政調整基金447万1,594円、施設整備基金3,868万2,143円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

#### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり認定されました。

日程第8、議案第8号「平成24年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について」の補足説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（前田稔）

議案第8号「平成24年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

別冊の平成24年度一般会計補正予算（第2号）の補正予算書1ページをご覧ください。

今回の補正額は、予算の総額にそれぞれ2,228万3千円を追加し、補正後の総額を31億9,593万9千円といたすものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入につきまして、ご説明いたします。

3 款の財産収入でございます。

施設整備基金の運用利子として 4 千円を計上いたしております。

8 ページをご覧ください。

5 款繰越金でございます。

平成 23 年度で生じた決算余剰金 2, 227 万 9 千円を計上いたしております。

続いて 10 ページをご覧ください。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

2 款の総務費でございます。

平成 23 年度の決算余剰金 2, 227 万 9, 800 円のうち、議会費及び総務費から生じた余剰金を財政調整基金に積み立てるため、積立金 160 万 5 千円を増額計上いたしております。

12 ページをご覧ください。

3 款の事業費でございます。

総務費と同じく、平成 23 年度決算余剰金のうち、事業費から生じた余剰金及び基金運用利子を施設整備基金に積み立てるため、積立金 2, 067 万 8 千円を増額計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

## ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案どおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号「財産の取得について」の補足説明を求めます。事務局長。

## ○事務局長（前田稔）

議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 9 号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本議案は、一般廃棄物処理施設整備に伴い、土地及び立ち木の買い上げ等につきまして、前回の 7 月臨時議会以降に仮契約が調った分を佐賀県西部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

今回の契約総数は、12名で、土地につきましては56筆、4万6,076平方メートルとなっております。

地目別で説明しますと、山林で3万7,207平方メートル、田は、7,096平方メートル、畑は、949平方メートル、雑種地等が395平方メートル、原野が429平方メートルとなっております。これで、施設整備に必要な事業用地につきましては、全て取得することとなり、敷地造成工事及び建設工事等に着手できることとなっております。

あと、周辺整備に係る用地につきましては、多少取得する必要がありますが、この分につきましても、今年度中に交渉を行ない、議会においてまた審議をお願いしたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第10号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（1工区）工事の請負契約締結について」、日程第11、議案第11号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（2工区）工事の請負契約締結について」、日程第12、議案第12号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（3工区）工事の請負契約締結について」、以上3件を一括議題といたします。議案の補足説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長（前田稔）

議案書の10ページから12ページをご覧ください。

議案第10号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（1工区）工事請負契約の締結について」、議案第11号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（2工区）工事請負契約の締結について」、及び議案第12号「一般廃棄物処理施設整備事業敷地造成（3工区）工事請負契約の締結について」を一括してご説明申し上げます。

本議案は、佐賀県西部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

敷地造成工事につきましては、今年度の当初予算におきまして、平成25年度までの2か年の継続事業として計上いたしておるところでございます。発注に際しましては、工期の短縮を図るため、工区を3つに分けておりますが、工区を分けてもそれぞれ予定価格が約3億円程度の大規模工事であることから、技術力を結集し、安定的施工を確保できる共同企業体を設立させ、円滑で速やかな施工を求めました。

指名につきましては、圏域内の経済効果も図ることから、3工区を、伊万里・武雄・鹿島土木事務所管内に振り分け、それぞれA級以上の企業で共同企業体を構成することとして公募を行いました。

その結果、1工区については、入札参加資格の申請を行った13社、5つの建設共同企業体を指名し、2工区については、入札参加資格の申請を行った12社、6つの建設共同企業体を指名し、3工区については、入札参加資格の申請を行った9社、4つの建設共同企業体を指名し、10月17日に入札を行い、10月19日付けで仮契約を行っているところでございます。

工事の内容でございますが、議案資料の6ページに工事区分図を添付しております。

まず、(1工区)工事につきましてご説明いたします。施工面積は、約2.1ヘクタールでございます。契約金額は、2億6,351万8,500円で、工期につきましては、平成25年11月29日までの約1年1カ月間を予定しております。契約の相手方は、松尾・石丸・日本建設共同企業体でございます。

次に、(2工区)工事につきましてご説明いたします。施工面積は、約3.87ヘクタール。契約金額は、2億6,179万200円で、工期につきましては、平成25年11月29日までの約1年1カ月間を予定しております。契約の相手方は、肥前・増田建設共同企業体でございます。

次に、(3工区)工事につきましてご説明いたします。施工面積は、約3.07ヘクタールでございます。契約金額は、2億8,875万円で、工期につきましては、平成25年11月29日までの約1年1カ月間を予定しております。契約の相手方は、黒木・川原・泰和建设共同企業体でございます。

議案説明資料の7ページから9ページには、工事の請負仮契書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

なお、この造成工事につきましては、ご承知のことと思っておりますが、談合情報が、環境組合に2回匿名で電話があり、また、報道機関からの取材の中で知りえた内容から、伊万里市の談合情報対応マニュアルに準じ、手続きを進めたところでございます。

10月9日、入札資格指名審査委員会に諮り、その決定を持って入札を延期し、その日に全業者から個別に事情聴取を行ったところでございます。

その結果、談合の事実がなかったことから、10月12日、入札資格指名委員会に報告し入札執行の決定をいただいて、10月17日入札当日、誓約書の提出を求めるとともに、注意喚起を改めて行った上で、入札を執行したところでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

## ○議長（黒岩幸生）

議案第10号、議案第11号及び議案第12号に対する一括質疑を行います。質疑ございませんか。

**○3番（樋渡雅純）**

3番。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

一つだけ伺います。先ほども説明がありましたけれども、敷地造成に関する談合情報があつてですね、入札が延期されたわけですけれども、談合情報の具体的な中身に関して知りたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

ご質問がございました談合情報の内容についてでございますけれども、先ほど申しましたとおり、組合事務局に匿名で2回電話がありました。

まず1点、すでに取付道路については入札、それから契約しておりましたけれども、「取付道路について談合があったみたいだなあ」というところが1点、敷地造成工事についても特定の業者名を挙げて「落札業者が決まっている」というような内容でございました。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

あと、先ほどマニュアルによって調査等をされているというような話だったんですけれども、もう少しその調査内容の具体的な手順がわかればそれもお願いします。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

談合情報につきましては、伊万里市の談合情報対応マニュアルというのがございます。それに基づいて、準じて手続きを進めたところでございまして、まず、入札資格指名委員会に諮りまして、その中で事情聴取をするかしないかという判断が出てくるわけでございます。

その結果、その中で事情聴取を行うということで決定をいただきましたので、各業者個別に呼び出しをいたしまして、組合事務局の方で事情聴取を行いました。その内容につきましても、談合情報マニュアルにのっとり行ったところでございます。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

あと、今回延期されて最終的に入札されたわけですがけれども、入札結果が談合情報どおりの結果だったのか違ったのか、その点伺います。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

入札結果が談合情報どおりだったかどうかということでございますけれども、それについてはこの場では控えさせていただきたいと思えます。

**○議長（黒岩幸生）**

暫時休憩します。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時37分 再開）

**○議長（黒岩幸生）**

会議を再開いたします。

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

入札の結果でございますが、金額等については予定でどれくらいの金額で落ちるかとかですね、それについてはこちらの方には情報は入っておりませんでした。業者等については特定の業者を挙げてあったわけでございますけれども、結局入札で行いますのでその中で落ちたところでございますので、今後工事とか進めていく中でも支障がございますのでその辺については言うことはできないと。談合情報どおりの入札結果であったのかどうかということについてはこの場では言うことはできないと考えております。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

明確にちょっと言いたいことがわからなかったんですけれども、今回大きな契約等が進んできたと思うんですけれども、やっぱりしっかり入札に関する指導なり監視というのは組合としてもしっかりしていただきたいと思っております。談合情報と入札結果がたまたま合ったからどうのこうのという言い方はしませんけれども、これまでもいろんな機会に大型契約に関してはこういうのがたまに出てきます。

そういった面でしっかりやっぱり調査なり指導をしていただきたいと思います。以上です。

#### ○議長（黒岩幸生）

他にございませんか。

他にないので議案第10号、議案第11号及び議案第12号に対する質疑を終わります。

それでは、まず最初に、議案第10号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第11号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第12号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第13号「佐賀県西部広域環境組合 ごみ処理施設建設工事の請負契約締結について」の補足説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（前田稔）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第13号「佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

ごみ処理施設建設工事につきましては、平成27年度までの4か年の継続事業で実施するものであります。

工事の概要につきましては、議案説明資料の10ページに記載をしておりますけれども、詳細につきましては、設計施工一括発注方式としているため、本議案を可決いただき本契約となった後に、メーカー側が実施設計作業へ着手する予定であります。

契約の方法につきましては、公募型一般競争入札の方法をとり、総合評価方式により落札者を決定することとしております。去る4月27日に入札公告、公募を行いまして、7月27日まで技術提案書及び入札書等の公募をしたところでございます。結果として、今回の入札に参加しました業者は、1社ということになりました。

落札者につきましては、総合評価方式により決定することとしておりましたので、8月29日・30日の2日間をかけて、ごみ処理施設技術検討委員会・審査委員会を開催しまして、応募者のヒアリング、事業者提案審査等を行い、総合評価の結果、新日鉄住金エンジ・新明和特定建設共同企業体が139億1,250万円で落札者として決定したところでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、工期につきましては、議決をいただいた日から平成27年9月30日までを予定しており、当組合のごみ処理施設の供用開始の時期が平成27年10月の予定となりますことをご報告いたします。全体的な今後の工事スケジュールにつきましては、議案説明資料の13ページに記載しておりますのでご参照をお願いしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（黒岩幸生）**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

**○2番（前田久年）**

はい。

**○議長（黒岩幸生）**

2番、前田議員。

**○2番（前田久年）**

ただいま説明の中で1社ということで説明を受けたところでございますが、これまでですね、ガス溶融化シャフト炉方式に至るまで協議の中でいろいろと議論をされたところであり、議員の皆さまも関心があったんじゃないかなというところがございます。そうした協議の中でガス溶融化シャフト炉方式のニーズに要するプラントメーカーについては5社あるとの事務局からの説明を受けておりました。そうした中のプラントメーカーの選定についてはですね、公正な競争原理のもと、複数のプラントメーカーの中から選定されると思っていたところではありますが、今回1社ということになってるということでございまして、そうした中の3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は今回の1社のみの応札結果は公正な競争原理のものと入札結果と言えるのかと思うところでありますので、事務局の考えをお尋ね申し上げます。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。このメーカー選定につきましては、技術面と価格面を総合的に評価する総合落札方式で公募を行ったところでございます。この総合評価落札方式につきましては環境省からも廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引き等において導入が示されているところでございます。

選定につきましては、公募による入札公告、それから資格審査申請書・提案書の提出、それから審査会での落札決定という手続きを踏んでいるところでございます。資格申請書の提出から落札決定まで、どのメーカーが応募したとか、応募社数が何社であるとか、そういう情報につきましては公表をせず手続きを進めてきましたので、入札の競争性や透明性の観点からは問題ないと考えておりまして、入札の公平性は確保されていると、そういうふうと考えているところでございます。

**○議長（黒岩幸生）**

2番、前田議員。

**○2番（前田久年）**

今、公平公正ということで入札については無事に済んだということで理解をいたしたところでございます。

先ほど申しましたように、メーカーが5社ある中で他社が入札に応じなかった理由について、そこら辺を把握されていればご説明をお願いいたします。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

ただいまのご質問にお答えいたします。ご質問の中にもありましたように、シャフト炉式のガス化溶解方式の技術を要するプラント会社としては5社あるというところでご説明をしていたところでございます。このような中で、先ほど申しましたけれども、技術面・価格面を総合的に評価する落札方式、価格だけでなくですね、技術面にも重視をおいて総合落札方式で公募を行ったところでございまして、結果的に、今ご質問がありましたとおり、1共同企業体しか応募がなかったところでございますけれども、他社が応募しなかった理由というところにつきましては、それぞれメーカーの事情等もあるかと思っております。そういう中で判断をされたものと考えておりまして、特にどういう風な理由があったかについては把握をしていないところでございます。

**○議長（黒岩幸生）**

2番、前田議員。

**○2番（前田久年）**

今、メーカーの判断ということではありますが、何らかの対応が必要でなかったかという思いもいたしているところでございます。

それから3点目ですけども、今回の入札結果は99%、高い落札率となっているところでございます。1社のみの応札となったことでこうした結果になったんじゃないかなという思いをいたしたところでございます。そうした中ほか自治体においてもですね、やっぱり1社のみの応札事例はあるのか、また、そういうふうな事例があれば、その落札率は本組合の落札と比べてどうなのか、把握をされていればお願いをいたします。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。事務局で把握している範囲ということでご了承をいただきたいと思いますが、1社のみとなった事例はここ5年ほどで6事例ほどあったように考えております。ただ、6事例ほどありますけども、それぞれ落札のかけ方と言いますか、入札のかけ方を、建設工事だけであったり、それから、維持管理までを含め入札されたりと、いろいろな方法があるようでございます。

落札率につきましては、今回よりたぶん低かったというふうになっております。

**○議長（黒岩幸生）**

2番、前田議員。

**○2番（前田久年）**

他にも6事例ほどあるということでありまして、今回よりも低かったということではありますが、その理由について何か把握をしておられればお示しを願いたいと思います。

**○議長（黒岩幸生）**

暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前10時52分 再開）

**○議長（黒岩幸生）**

会議を再開いたします。

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

入札の方法が、価格面とそれから技術面両方を点数付けて評価するというので総合評価落札方式でやっております。それで、落札率が低かった理由ということでございますけれども、予定価格等の設定

とそのへんにも関係してくるかと思えますけれども、うちの方が、技術面を、住民の方の安全・安心ということで技術面をより求めたところをごさいます、それに見合う入札額があったものと考えております。他事例に比べますと、今回の高いのかもわかりませんが、うちが仕様書の中で求めている技術、それを満たすにはこのくらいの金額は当然必要だろうというふうに考えております。

**○議長（黒岩幸生）**

2番、前田議員。

**○2番（前田久年）**

最後にですね、いろいろ今事務局より説明がありました。そうした中99%近いということですが、これについてはですね、安全・安心ということでいろいろ設計をされたんじゃないかなあという思いもいたしております。

でもですね、やっぱり99%というのがあるということが事実じゃないかなという思いもいたしているところをごさいます。そうした中、議案として諮られるわけですが、契約によって正式に契約に至ったときは、プラントメーカーに対しては、今ここで言われたように、安心・安全で落札金額に十二分見合った施設建設と、事務局に関しては十分な施工監理と円滑な事業推進をお願いするところをごさいます。

また今後、維持管理、それとも契約をされるわけですが、維持管理についてはですね、十分な、高額にならないように方策を講じてもらいたいと思っております。以上で終わります。

**○議長（黒岩幸生）**

他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

他にないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第14号「佐賀県西部広域環境組合 ごみ処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書の締結について」の補足説明を求めます。 事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

議案書の14ページをご覧ください。

議案第14号「佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書の締結について」ご説明申し上げます。

環境保全協定書は、廃棄物処理施設の設置、維持管理にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、施設の設置に関し生活環境保全上の利害関係を有する地元の皆様と取り交わすもので、地域との信頼感に基づく良好な関係を築くことにもなるものと思っております。

この協定書につきましては、住民の皆様の最も関心が高い安全安心な生活環境保全を図るため、伊万里市を含め、地元と協議を重ねてきたところでございます。

協定書の内容としましては、第1条から第16条までありますが、まず安全・安心の観点から、第4条から第6条でございますけれども、大気汚染防止法等関係法令に基づきまして、環境保全対策については、ばい煙の排出基準や防災対策、ばい煙、大気、飛灰・メタル・スラグ、河川等の水質、土壌等の環境を測定し公表することと、第7条で運搬車両対策、第10条で損害の補償等について、締結をするものでございます。

環境保全測定基準評につきましては、議案書の19ページの方に載せておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（黒岩幸生）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第15号「佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設に係る地域振興策協定書の締結について」の補足説明を求めます。事務局長。

#### ○事務局長（前田稔）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第15号「佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設に係る地域振興策協定書の締結について」ご説明申し上げます。

今回のごみ処理施設建設につきましては、松浦町の活性化につながるならばということで、4市5町、

24万人の生活から出てくるごみの処理施設建設を受け入れていただいたところでございます。その条件として、松浦町の活性化を図るため、多くの地域振興策事業が要望されたところでございます。

こういう中で、地元との交渉を進めるうえで、地域振興策費について、ある程度の幅がないと交渉出来ないこともございまして、平成24年2月の市町長会において、総額方式でいくことと、杵藤地区ごみ処理施設の地域振興策の例からプラントの事業費と総事業費の7.3%、10億から13億という範囲を事務局にいただいて、伊万里市を含め地元三役会や役員会と交渉を重ねてきたところです。

交渉の結果、要望された事業の中から、地元が取捨選択をして、地域振興策として取り組む事業が10億、公設公営を強い条件として出されました温浴施設については、組合が1億5千万円の範囲内で建設することにしております。また、温浴施設の維持管理につきましても、1億5千万円の範囲内ということで、進めているところでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（黒岩幸生）**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

**○3番（樋渡雅純）**

3番。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

安全協定並びに今回の地域振興策の協定書の締結の運びになってきたわけですが、このところはですね、組合側も大変に地元協議の中でご苦労をされてきていると思っておりますけれども、1点だけ確認の意味でお尋ねしたいと思っております。今回、環境保全の協定書の中には期間として施設の操業期間として15年という期間が備えられていますけれども、今回、地域振興策協定書の中については、同じように施設のそういう期間、15年の間での効力といいますか、そういうふうに理解しているのかお尋ねします。

**○議長（黒岩幸生）**

事務局長。

**○事務局長（前田稔）**

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。地域振興策について15年間の操業期間を対象とするのかというご質問でございますけれども、事務局としましては事業期間というよりも、この協定書の中で振興策事業費、地元が行うのが10億、それから、公設公営で組合が1億5千万、それから維持管理費が1億5千万の13億を範囲というふうに考えておまして、この地域振興策事業につきましても建設にあたり地元と締結するものでございます。そういうことから、地域振興策事業費として13億を限度というふうに考えているところでございます。15年をスパンということ考えております。

**○議長（黒岩幸生）**

3番、 樋渡議員。

**○3番（樋渡雅純）**

それから先ほど総額13億という形で施設に関しては1億5千万の上限ということで、それから考えると、残りの1億5千万が維持管理費という大きな枠組みを作られてると思いますけれども、具体的には地元との協議の中で、施設の内容・運営管理費等の話が進んでいくのかなと思いますので、ぜひそこらへんは地元との協議の中でしっかり、13億にとらわれないという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、しっかりそこらへんもうちょっと協議を行ってもらいたいと思います。

**○議長（黒岩幸生）**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

他にございませんので質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないので討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

以上で本定例会に提出された案件の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただ今までに議決されました、各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任して戴きたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任して戴くことに決定いたしました。

これをもちまして、平成24年佐賀県西部広域環境組合第2回定例会を閉会いたします。

どうも疲れ様でございました。

**午前11時3分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員